

尾張旭市議会キッズガイド

おわりあさひしぎかい 尾張旭市議会キッズガイドは、市議会の仕事や仕組み、役割を紹介します。



(尾張旭市議会HP キッズページ)



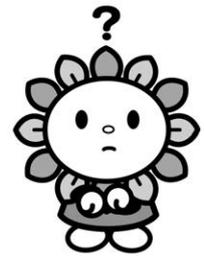
市議会ってなあに？

みんなが住んでいる尾張旭市を住みやすくするにはどうしたらよいか。それは、尾張旭市に住んでいるみんなが集まって話し合いをして決めるのが一番良い方法です。しかし、尾張旭市には8万人以上の人が住んでいて、一度にそんなにたくさんの方が集まって話し合うのは大変…。

そこで、私たち市民の中から代表の人たちを選んで、住みやすいまちになるように話し合いをしてもらいます。

この代表の人たちを選ぶことを選挙せんきょといい、選ばれた人たちを市議会議員しぎかいぎいんといいます。

そして、市議会議員が集まって話し合いをする場所を市議会といいます。



市議会議員って？

市議会議員は、4年ごとに行われる選挙で選ばれる市民の代表となる人たちです。議員になれる人は25歳以上で、選ぶことができる人は18歳以上でどちらも尾張旭市と決まっています。

選挙で選ばれたあと、議員として活動できる期間にんき(任期)は4年間です。

尾張旭市議会議員の定数じょうすう(人数)は条例という決まりで決められており、人数は20人です。さあ、みんなは今の尾張旭市の市議会議員が誰かわかるかな？

みんなで「第14期議員紹介(写真付き)」のページを見てみよう!!

※尾張旭市のホームページトップページ ⇒ 市政情報 ⇒ 市議会 ⇒ 議員の紹介 ⇒ 第14期議員紹介(写真付き)



市議会の代表者はだあれ？

市(市役所)の代表者は、市長しちやうです。それと同じように、市議会にも代表者として議長ぎちやうがいます。

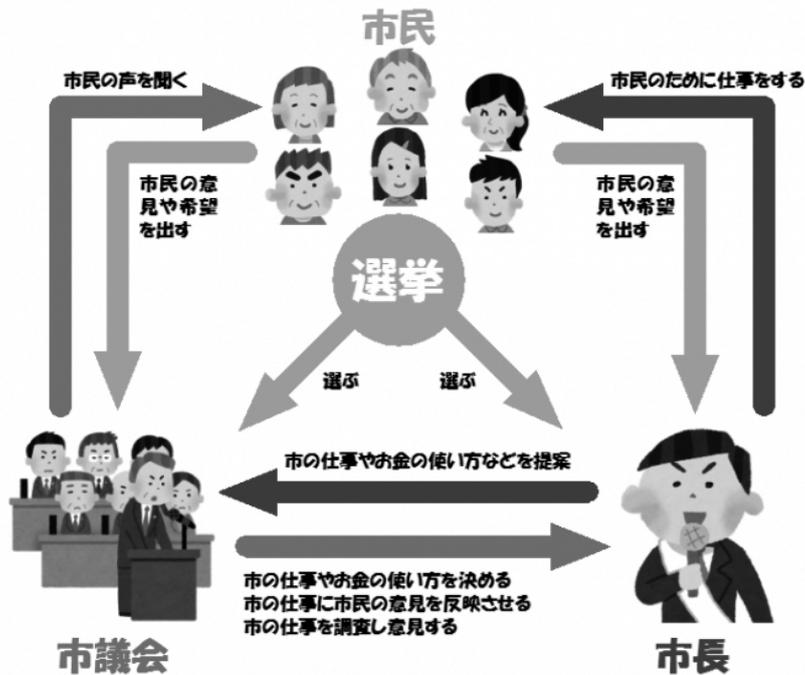
議長ぎちやうは、議員の中から選挙で選ばれます。

議長ぎちやうは、議会の話し合いの司会進行役をしたり、みんなからのお願いせいかん(請願・陳情ちんじやう)を受け取ったりするなど、市議会の代表としての仕事をしています。



市議会のしくみは？

市議会は、いつも開かれているわけではありません。尾張旭市では、1年間に4回(3月、6月、9月、12月)開かれています。このように、決まった時期に開かれる議会を定例会ていれいかいといいます。



また、急いで決めることがあるときも議会を開くことができます。これを臨時会りんじかいといいます。

定例会も臨時会も市長が市議会議員を集めて会議を開きます。

本会議

議員全員が集まって話し合う会議を本会議ほんかいぎといいます。本会議は、私たち市民のために市がなにをするか、どんな仕事をするかを決める会議です。

市議会が、市長から相談された仕事や計画を、するかしないかなどを決めるときは、本会議に出席した議員の半分以上が賛成するかどうかで決めます。これを多数決たすうけつといいます。

市長がこれをやりたいと思っても勝手にやることはできない決まりになっています。やるためには、市議会の賛成が必要なのです。



市議会のやくわりは？

市議会の役割は、市民にかわって、みんなの意見や考えをまとめて、まちづくりなどにいかしていくことです。

おもに次のようなことをしています。

- 市の決まり(条例)を決めること
- 市の仕事やお金をどのように使うか(予算)を決めること
- 市のお金が正しく使われているか、市の仕事が正しく行われているか調べたり、意見を言ったりすること
- 国や愛知県などに、「こうしてほしい」という意見を出すこと

委員会

市長から、議会で決める必要のある仕事や計画についてたくさんの案が出されます。これをひとつひとつ議員全員が本会議で話し合っていると長い時間がかかり、大変です。

そこで、本会議で決める前に、話し合う内容によって議員を何人かのグループにわけ、細かいことまでくわしく調べ、わからないことを聞いたり、意見を言ったりしています。

この話し合いをする会議を委員会といい、委員会でも多数決で、賛成するかどうかを決めています。

では、どのような委員会があるのでしょうか。

議会運営委員会

会議の進め方やルールなどについて話し合います。

常任委員会

市の仕事をそれぞれ分担して話し合う委員会です。

現在、尾張旭市には3つの常任委員会があり、議員は必ずどれか1つの委員会に入ることになっています。

・総務委員会

市全体のこれからの計画や税金、消防などについて話し合います。

・福祉文教委員会

市民の健康や生活、学校、保育園などの福祉や教育について話し合います。

・都市環境委員会

道路、水道、公園などのまちづくりや、ゴミなどの環境について話し合います。

特別委員会

大きな問題や特定のことを話し合うために、必要な時につくられる委員会です。

尾張旭市では、毎年9月定例会で、前の年に市のお金が正しく使われたかどうかについて話し合いをするため、決算特別委員会がつけられます。

議会広報委員会

議会の活動を市民に知らせる方法について話し合います。



市議会で決まったことは？

市議会で決まったことをもとにして、市は住みよいまちにするために仕事を進めていきます。

そして、市議会で決まった市の仕事をしていくのは、議員ではなく、市長です。市長は、市議会に相談しながら、おたがいに協力して市民が住みやすいまちとなるように、市の仕事をしています。



請願・陳情ってなに？

みんなは、まちづくりについて「こうしてほしい」、「こうなったらいいな」と思ったことはありませんか。

そんなお願いや意見を市議会へ出して伝えることができます。

市議会には、市民の皆さんなどから、市の仕事について「もっとこうしてほしい」ということを文書にして、だれでも要望^{ようぼう}することができるといわれています。

議員をとおして市議会に文書を出すことを請願^{せいがん}といい、議員をとおさずに市議会に文書を出すことを陳情^{ちんじやう}といいます。

皆さんからの請願・陳情は、内容をよく調べ、話し合いを行い、認められたものは、市の仕事の中で進めるよう市長に伝えます。また、請願・陳情の内容が、国や愛知県などに関するものについては、「こうしてほしい」という意見を国や愛知県などに出すこともあります。ただし、尾張旭市議会の場合は、陳情については、内容によっては市議会では取り扱わない場合もあります。



議会は見ることができるの？

本会議や委員会は誰でも見ることができます。これを傍聴^{ぼうちやう}といいます。

本会議を傍聴できる人数は一般席39人、車いす席2人、委員会を傍聴できる人数は5人です。

本会議は、尾張旭市議会のホームページの「議会中継」^{ちやうけい}でも見られるよ!!

議場の紹介

本会議は議場^{ぎじやう}(市役所北庁舎5階)で行います。
席の説明

1. 議長席
議長がすわる席です。
2. 理事者席
市長・副市長・市役所の部長など、議員からの質問に対して説明する人がすわる席です。
3. 演壇
市長や副市長が、話し合う議題を説明するときや議員が活動報告をするときには演壇で行います。
4. 質問席
議員が理事者に質問したり、意見を言ったりする席です。
5. 議員席
議員がすわる席です。
6. 傍聴席
本会議がどのように進められているかを、だれでも直接見たり、聞いたりする席です。

